総合県民局長(東部保健福祉局長)殿

(浄化槽管理者)

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

浄化槽使用開始報告書

浄化槽の使用を開始したので、浄化槽法第10条の2第1項に規定により報告します。

1.設置届出年月日 (計画書提出)						年	月	日	総	(東保))	号
2 .	設置	場所の)地名	・地番								
3 .	設 確 ii		届者	省 名								
4 浄化槽	処	理	方	式	単 嫌気	独・合 〔性ろ床	併 ・担体流動	」・その他	()
浄化槽の規模	人			槽				人 槽				
5 .	使用	開女	台年)	月日			年	月		日		
6 保	初 実		保守原	点 検 日			年	月		日		
保守点検業者	名登	称 録	及 番	び 号	(至	5録		第			号)	
7 .			者の 以上)									

(注意)

- 1) 浄化槽管理者とは、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について 権限を有するものです。
- 2) 当該浄化槽の使用を開始した日から30日以内に、保守点検業者を通じて提出して下さい。
- 3)徳島県浄化槽事務取扱要領第2条4項の規定に基づき、様式18の『浄化槽維持管理標準契約書』により契約している場合は、6の初回の保守点検日実施日が契約開始日となりますので、必ず記入して下さい(10人槽以下)。

環境省令第5条1 浄化槽管理者は、法第10条第1項の規定による最初の保守 点検を、浄化槽の使用開始直前に行うものとする。

4)技術管理者の資格を証する書類を添付して下さい。